

墨田区民住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第9号

墨田区民住宅条例の一部を改正する条例

墨田区民住宅条例（平成6年墨田区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「東京都知事」を「区長」に改める。

第9条第3項第1号中「又は」を「、又は」に改める。

第15条第1項中「及び」を「、及び」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「うえ」を「上」に改める。

第20条中「講じる」を「講ずる」に改める。

第23条第2項及び第29条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。